

1 2月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和3年12月23日(木)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第28号 藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する藤井寺市教育委員会規則の新規制定について
・・・資料1(教育総務課)
 - 日程第5 議案第29号 藤井寺市立学校の教職員の在校時間上限に関する方針について
・・・資料2(学校教育課)
 - 日程第6 報告第30号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料3(教育総務課)
 - 日程第7 報告第31号 「令和版 藤井寺かるた」の寄贈について
・・・(学校教育課)
 - 日程第8 その他報告事項
「藤井寺市の図書館活動 令和2年度版」について
・・・資料4(図書館)
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者) 糸野 聡史
教育委員 福村 尚子
教育委員 足立 敦子
教育委員 足立 義幸
- 5 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、
学校教育課長、学校教育課課長代理、文化財保護課長
生涯学習課長、スポーツ振興課長、図書館長
- 6 書記 教育総務課課長代理
- 7 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

皆さんこんにちは。

明後日くらいに雪が降るかもわからないということで、寒さが日ごとに身に染みる頃となりました。もう少しで年末を迎えます。皆様には多忙な日々をお過ごしのことと思います。学校も何とか2学期が無事に終わり、あと1日ということになり

ます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ご存知のように、府下ではこの1か月ほどグリーンステージの状況であります。やっと子どもたちにとって楽しい年末年始が過ごせるのかなと思っておりますが、今日あたりから話題になっていきますオミクロン株が上昇になりつつある感じで注視が必要であり、感染症対策については、まだまだ気を緩めることなく慎重に継続する必要があると考えています。しかし、来る新年には、子どもたちにとっても、皆さんにとっても、輝かしい年になることを祈念しています。

それでは12月の定例教育委員会議を始めます。初めに、本日の会議録の署名委員ですが、糸野委員よろしくお願いたします。続きまして、前回令和3年11月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願いたします。

次に、教育長報告はありません。それでは、会議次第に従い議事に入ります。本日は議案が2件、報告事項が2件、その他報告事項が1件です。

まず、議案第28号 藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する藤井寺市教育委員会規則の新規制定について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

それでは、議案第28号 藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する藤井寺市教育委員会規則の新規制定について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。令和4年1月6日からオンライン申請が始まりますが、そのために、市教委が取り扱う行政手続きのうち、オンライン申請に関する手続きの方法・取扱い等について、それら手続きの根拠となる規則を新たに制定しておく、というものです。

いきなりすべての申請書がオンライン化できるわけではありませんので、各課で検討していただいているなかで準備ができたものから順次やっていく、というものになっています。

例えば教育総務課で言いますと、毎回この場で報告させていただいております「後援名義」の申し込みを、令和4年の1月6日よりオンライン申請できるようになります。以上です。

○教育長

ただ今の件につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。教育総務課は今のところ後援名義だけを考えているのですか。

○教育総務課長

就学援助の申請等も今後行おうと思っています。

○教育長

他課はいかがですか。

○文化財保護課長

文化財に関する図書や写真の使用については文書でやり取りしていますが、そのあたりをオンラインでと考えています。時期的には4月からできるよう進めています。

○教育長

スポーツ振興課はいかがですか。

○スポーツ振興課長

施設使用申請につきましても使用料が発生しますので、今すぐにオンラインによる申請は困難であると考えています。今、すでにインターネットでの予約システムは継続で利用していますので、使用料の納入方法等が解決することができたら、このオンライン申請を使わせていただこうと思います。今後、軽微な使用料とか手数料を伴わない各種イベント事業等の申請につきましても活用させていただこうと考えています。

○教育長

図書館はいかがですか。

○図書館長

オンライン申請は今のところ予定しておりません。

○教育長

何か考えられることはありますか。

○図書館長

利用登録ですとか、そういったところになるかと思いますが、登録に関しまして何かしら身分の確認ができるようなものの提示を求めていますので、オンライン申請でも確認ができるようになれば利用させていただきます。

○教育長

学校教育課はいかがですか。

○学校教育課長

規則の制定等とは関係がありませんが、新入学に関わって8種類ほど保護者から書類の提出を学校にいただいている部分がありまして、そのうち来年度に向けて3種類は電子申請できるように動いています。それから、学校教育課のいろいろな学事に関係する申請事項がありまして、それについては、できる限り電子申請にした

り相談を受ける際の相談の予約を電子申請でしていただくというかたちをとっていくようにしています。

○教育長

委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○委員

オンラインの申請に伴って、利用者側のパソコン環境に何か制限が加わったりするのですか。よく Windows のバージョンがこれ以上とか指定があったりするのですが、そういったことはありませんか。

○教育部長

Windows でいいますと、10以上を推奨しています。今回、市が進めているオンライン申請ですが、スマホからLINEの公式アプリを通じて行政分野ごとに分かれて入っていけば、こんな申請がありますといったメニューにたどり着くといった仕組みを市として考えているようです。その中に教育委員会も一緒に取り組んでいくというイメージです。

○教育長

他にご質問等ございますか。この情報通信技術の利用に関する条例に、教育委員会としてのメリットは仕事上どういったことが考えられますか。

○教育総務課長

市民の方がご自身でデータを入力していただいて、その入力データをそのまま使うことが出来るということと、リモートでの市民対応ができるというところです。

○教育長

事務の軽減化ということによろしいですか。

○教育部長

事務の軽減化になっていきます。

○教育長

かなりの事務量がある時は、かなり事務軽減化が図れるのですね。後援名義などは、かなり時間がかかるのですか。

○教育総務課長

あまりかかりません。

○濱崎教育長

ということは、利用者の利便性の方が高いということですね。両方にメリットがあるということによろしいですね。他にご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第28号 藤井寺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する条例の施行に関する藤井寺市教育委員会規則の新規制定について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第28号について決定いたします。

次に、議案第29号 藤井寺市立学校の教職員の在校時間上限に関する方針について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

議案第29号 「藤井寺市立学校の教職員の在校時間上限に関する方針（案）」について、ご説明させていただきます。

平成31年1月に、文部科学省の中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についての審議」を踏まえ、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。このガイドラインを参考にして、各教育委員会が公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定するように通知を受けたことにより、策定していくことになったものです。

では、資料2をご覧ください。本市において、教職員の働き方改革として、資料4ページの「※追記」以降にありますように、令和元年度より3年間計画的に様々な取組みを実施してまいりました。

また、来年度より実施予定の教職員のストレスチェックと産業医の面談をできる環境を整備していきます。

さらに、統合型校務支援システムの導入により、教職員の働き方改革はこれまでより推進されるものと考えております。

このような働き方改革に向けたハード面の整備と並行して、教職員の意識改革を進めるためにも、この度、「藤井寺市立学校の教職員の在校時間上限に関する方針（案）」で教職員の在校時間上限について、3ページを見ていただくと上限時間の原則ということで、①1か月の在校時間について45時間以内、②1年間の時間外在校時間について360時間以内というかたちで、具体的な数値を示すことで、管理職を含めた教職員の働き方改革への意識向上を図ることを目的として方針を作成させていただきました。つきましては、審議をよろしくお願いいたします。

○教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。勤務時間の上限を定めましたということですね。結構難しい言葉もありますので、この言葉やこの意味は何ですかというご質問でも結構です。

○委員

先生方の勤務時間というのは、何時から何時が基本なのですか。

○学校教育課長代理

小学校は8時30分から17時、中学校が10分早い8時20分から16時50分が勤務時間の基本です。

○教育長

8時間労働で間に休憩時間45分の範囲で、始業時間や終業時間は学校長の裁量ですね。中学校が10分早いのは生徒の登校時間が早いからですか。

○学校教育課長代理

はい、そのとおりです。中学校は統一して10分早くしています。

○委員

なかなか難しいところだと思いますが、先生方が自分の作業ができるという時間は、子どもたちが下校してからということになっているのが基本だと思いますが、小学校の高学年だと大体16時くらいが下校時間ですよ。定時となると17時なので、1時間プラスアルファで自分たちのやりたいことであったり、例えば、学校によっては学年会議や全体会議があたりと色々あるのでしょうか、現実的にできるのでしょうか。そのあたりが、こういう様な上限を決めることで想像できるのが、これを守らせようとするあまり、結局家に持ち帰って仕事をすることが想像できるのです。そうなってくると、例えば、こういう教育委員会であたり、教育部であたり、校長教頭、学校の幹部がどんなマネージメントをしていくのかというのがものすごく重要だなと思うのです。そうでないと、現場の最前線で頑張っている方々にしわ寄せがいつてしまう、これは、学校に限らず民間でもよくある話ではあるのですけれども、目標を定めると同時に、そのあたりのマネージメント計画というの併せてやっていかないと目的が逆転してしまうという可能性があるのです、そのあたりはどのように現時点、今後お考えなのかなというところもお聞きしたいです。

○学校教育課長代理

おっしゃるとおりというところがあるのですが、先生方の中には授業がない時間を作っていないといけない、要するに、16時より前の段階でフルに働いていただいているし、もちろん生徒指導があった時などは空き時間はなくなってきました。今、専科指導という職員を入れさせていただいてまして、中学校の先生みたいに数学の先生が全部の授業を教えることで、その間、担任の先生は数学の授業をしなくてもいいので、その時間が空き時間になるとか、そういった部分はここ数年入れさせていただいています。具体的に音楽の授業なんかもそうです。そういった部分で勤務時間内の空き時間を作って先生方の次の授業の準備だとか、そういったことに充てていただいています。ただ、先ほど言ったように、学校というのは突発的にいろいろなことが起こりますので、その対応をする時に、その時間が必ず確保されているのかということ、正直そういうことはないのかなと思っています。先ほど教育長もおっしゃっていましたが、時間外在校時間という聞きなれない言葉が使われていますが、決まった勤務時間以外で学校にいる時間ということになります。どこからどこまでが先生の仕事というのを提示するのは非常に難しい部分が

あります。そういった部分もありますので、なかなかここは先生の仕事ではないとか、家庭訪問するのかしらないのかというのでも出てきますし、一つの仕事として区切ってしまうのは非常に難しいです。その点、マネージメントの部分では校長先生や教育委員会は、常に相談しながら、これを基準にして進めていくというかたちになるのかなと思います。

○教育部理事

加えてですが、本来、学校の先生にしかできないことであつたりとか、いろいろ地域の方と協力しながらできることであつたりとかというところあたりの整理というか、協力というか、そのあたりがすごく大事なのかなと思っています。例えば、今、藤井寺では地域の方で登下校中の見守り活動をしていただいている、基本そこについては地域の方にいただいているというところですが、例えば、不審者が出てくると急には皆さんにお知らせできないので、教員が回って行ったりとかがあります。あと、学校の中でいろいろな印刷をする話であつたり、今だとコロナ関係で消毒等が本当に大変なところがあるのですが、そういう支援員を市として学校の方に十分ではないかもしれませんが配置をさせていただいて、その中で少しでも本来の授業の部分であつたり、子どもに関わる時間であつたりというのを少しでも持っていたらいいかなかたちで、現在は教育委員会として進めさせていただいているところですが、そのあたり地域の声も発信していくことは大事なのかなと思っています。

○教育長

今、委員のご質問いただいたのは4ページの6の留意事項①②の中で書いていただいていることでしたら、どちらかと言うと管理職の方はこの時間を守らせるのが目的ではなくて、教員の方は自己の健康管理を含めた自身のタイムマネージメントの目安にしっかりして、自分で計画してやれるような環境をつくっていくということの趣旨だと思います。その環境をつくるにあたっては、教員の多忙感というのはものすごくたくさんあるので、その多忙感をどう改善していったらいいかという様なところで、これまでの取組でハード面では教育委員会ではこういう取組をしてきたということなのですが、なかなかその効果が上がりにくい何か原因がたくさんあって、そのあたりが委員のおっしゃった管理職のマネージメントの仕方・考え方だということが出てきます。教育委員会としては、出来るだけいろいろなことを抱え込んでいる教員が子どもに向き合えるようにいろいろなハード面の工夫をするということが大切かなと思います。教員の配置とか教科担任制とかいろいろなところの行政的な部分がこれから出てくるのかなと思います。まず目安を決めて、何とか健康に勤務していただける条件の、これがすべてではなく一つとして取り掛かっていきたいということなのかなと思います。また働き方改革等々について委員様もこんなことやあんなことをしたらいいといったご意見をいただけたらありがたいなと思います。他にご質問等ございますか。

○委員

現場の先生たちは、この働き方改革についてどのようなご意見があるのですか。現場の意見を聞きたいと思っています。何かやりにくくなったとか、ここはよかつ

たとかあるのですか。それともう一つ、ストレスチェックというのはどういったチェックをされるのですか。

○学校教育課長代理

まず現場の意見ですが、これまで令和元年度より3年間で取組んできたそれぞれの施策については、概ね高評価は出ていると思います。一番評価が高かったのは、留守番応答という電話の対応です。小学校は、定時より2時間オーバーはしていますが、19時時点のタイミングで電話対応は留守番対応に代わるようになっていきます。これまでは、先生方が仕事をしている時でも電話がひっきりなしにかかってきて、その対応に追われる、また、その先生を探しに行くだけでも時間がかかるだとか、そういった意味で本当にご苦労を掛けていましたし、自分も実際にそうだったなと思っています。そこは本当に入れてほしかったというかたちで先生方にも言っていただきました。あとは、先ほどお伝えした専科指導や理事の方からお話もありましたスクールサポートスタッフは、本当に印刷も含めてですが特にコロナ禍で現場が混乱している時にアルコール消毒等をしていただけたというのは非常に助かったということは伺っております。

○学校教育課長

ストレスチェックですが、何十項目かのアンケートを答えていただくものでして、仕事についてやりがいを感じているかどうかとか、あなたの能力が仕事に生かされていますかという感じで、本人さんの仕事に対する姿勢や気持ちを聞いていくような内容で、業者が内容を分析して今ストレスがどれぐらいかかっている、どのように対応したらいいかといった分析が返ってくるといったものです。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

上限を決めるというのは大体労基法上では土台になってきているので、これはこれですごく良いことだと思います。あとは、本人の意識付けと生産性を高めるために教育委員会として何ができるのか、ここ3、4年タイムカードを入れたり、いろいろなことはされていて、その成果は本当に出てきていると思います。より先生方の生産力が上がる施策をまた作っていただきたいと思います。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第29号 藤井寺市立学校の教職員の在校時間上限に関する方針について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第29号について決定いたします。これは（案）が消されて学校へ通知されるのですね。

○学校教育課長

はい。今度の校長会で（案）を消したものを周知したいと思います。

○教育長

くれぐれも教育委員会の方で上限を決めるという話ではなく、先生方が働きやすいような、上限を守ってでも十分働きやすくできるような環境をどう作っていくかということで、校長先生のマネジメントが大切ですよというお話をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長

次に、報告事項に移ります。報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。

まず、報告第30号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。今回の報告につきましては、令和3年11月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料3の表の1件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

1件ということですが、何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第30号 教育委員会の後援名義等使用について、このとおり承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第30号について、承認します。次に、報告第31号「令和版 藤井寺かるた」の寄贈について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

「令和版 藤井寺かるた」の寄贈について、ご報告させていただきます。資料はありません。

今回の寄贈は三菱UFJ銀行藤井寺支店さんから、市内の市民団体や、NPO法

人等への支援を行いたい旨の相談が本市の企業パートナーデスクにありスタートしました。

市の企業パートナーデスクが複数の団体やNPO法人の紹介を行い、その中から、三菱UFJ銀行藤井寺支店さんが、猫のTNR活動を行う団体の「withしっぽ」さんが作っておられます市の歴史を知ってもらいということで、シビックプライドの向上を目的に作成しておられる「令和版 藤井寺かるた」に興味をもたれて、このかるたを寄贈されることになりました。

12月14日には、三菱UFJ銀行藤井寺支店さんから市長、教育長への寄贈が行われ、教育委員会としての感謝状をお渡ししました。

寄贈されたかるたは、市内小中学校と市内放課後児童会、市立図書館にそれぞれ配布しております。以上です。

○教育長

令和版 藤井寺かるたということですが、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○委員

これはどれくらいの量をいただいたのですか。

○教育長

小学校の全クラス数×2個、中学校は全クラス数×1個、図書館には7個、放課後児童会はクラス数×3個ずつ配布で、268個くらいです。

中身についてご照会いただけますか。藤井寺の歴史遺産物は全部載っているのですね。

○学校教育課長

だいたい載っています。最初の「あ」のところは藤井寺の秋祭り、ブクンダ公園の今と昔というかたちであったり、道明寺天満宮の初天神うそかえ祭りの話だったり、道明寺小学校近くの踏切が途中に入っている澤田八幡神社だったり、鉢塚古墳、シュラホールなど、藤井寺の色々なところの景色を切り取った形でカルタが構成されているということです。

○教育長

最初に説明いただいた企業パートナーデスクというのは、具体的に説明したらどういうお話なのですか。

○教育部長

今までは、市民サービスというのは行政主体でずっとしてきましたが、今後は行政主体だけではなく民間企業さんの視点であったり、地域貢献・社会貢献をしていきたいという企業理念を確立されている企業もございますので、そういったところで、行政と民間企業が手を組みまして、新しい目線での市民サービスができないであろうかというところで、藤井寺市の方で市民パートナーデスクという担当部署を設けまして、今取り組んでいるところです。提携を結んでいる企業さんも結構ござ

いまして、教育委員会でいいますと、中学校で自動販売機を入れさせていただきましたけれども、それもそのパートナーデスクを用いてコカ・コーラさんとの提携で実現できました。今後そういったいろいろな行政サービスといいますか新しいサービスが生み出されていくのではないかと考えています。

○教育長

説明の中では「withしっぽ」さんという活動団体さんが、このかるたを作ったということで、このかるたを配るにあたって子どもたちに配りたいという願いがあって、その配るにあたっての費用について三菱UFJ銀行が今回支援したというかたちですね。「withしっぽ」さんは、このかるたを作った目的は何ですか。

○教育部長

聞くところによりますと、「withしっぽ」さんはNPO法人の猫の保護活動団体さんなので、直接関わりはないのですが、藤井寺市の歴史というものを文化財であったり歴史的な建物であったり、藤井寺市の文化を次世代に残していきたいという思いで、NPO法人さんが猫活動とは違う視点で作られたというのがもともとの発端と聞いています。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

実際に学校で使われているのですか。

○学校教育課長

つい最近学校の方に配布したところでして、実績は確認できていませんが、ただすごく身近なことを取扱っているものなので、1・2年生の生活科等でまた活用されていくというふうに考えております。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第31号「令和版 藤井寺かるた」の寄贈について、このとおり承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第31号について、承認します。次に、その他報告事項『藤井寺市の図書館活動 令和2年度版』について、図書館長、報告願います。

○図書館長

図書館では、令和3年度要覧と令和2年度の活動報告といたしまして『藤井寺市

の図書館活動『令和2年度版』を作成しましたので、報告いたします。資料4をご覧ください。

これは、令和2年度の図書館活動についての統計資料を中心として、図書館の概要をまとめたものです。それでは、順を追って簡単に、説明させていただきます。

まず、1ページから7ページは、図書館基本方針、沿革および図書館の組織について、記載しております。

次に、8ページから13ページは、令和3年度の図書館活動について予算や、行事及び講座の計画、蔵書に関する統計などを記載しています。

14ページから36ページは、この冊子の中心である令和2年度の利用統計や、開館以来の年度統計を含む、各種の詳細な統計資料を載せております。

37ページからは、図書館の関連団体の沿革や概要について、43ページからは図書館に係る例規集となっております。簡単ではございますが、説明は以上です。

○教育長

ボリュームのある冊子ですので、なかなか目を通すのも時間がかかりますが、ただ今の件について委員の皆様、何か質問等ございますか。

○委員

16ページの市立小中学校別の貸出状況と団体貸出というところで、中学校だけ見た感じでもすごく中学校によってバラツキというか差があるなと思うのですが、これは何か理由があるのですか。以前にも同じことを聞かせてもらったと思うのですが、その時は、司書さんが運搬の手段を持っておられないとか、そういう理由で貸出状況がよくないが、今は改善をしているので揃ってくると思いますという回答だったと思うのですが、学校によってすごく差があるのは、その学校のやり方とか、何か方針が違うのかなとも思うのですが、いかがですか。

○図書館長

まず、中学校の3校に図書館司書の方がそれぞれ配置されている中で、各々が工夫をされて活動されているといったところで、自校の資料を使って学校の読書活動を推進されようとしているところと、図書館の資料を積極的に使って子どもたちの読書活動を推進しようとしているところの方針の違いがあるかと思います。そういったところで数字の方に大きく差が出ているのだと思います。

○学校教育課長代理

あと、学校教育からしてみますと、道明寺小学校と第三中学校が極端に多くなっているのは見て取れると思いますが、今年度の図書館のモデル校というのを大阪府から指定されております。簡単に言いますと、先生方に学校図書館を使ってもっと授業をしたりだとか、調べ学習ということで、通常の授業でも、例えば国語だと同じ作者の方が書いている本を事前に照会して導入の時に意識づけだとか、それこそ好奇心を感じたりとか、もちろん授業が終わってからもありますが、そういったモデル校にも今年度なっておりますので、この2校が突出しているのはそういった部分あると思います。これは昨年度のデータなのですが、道明寺小学校は昨年度から

モデル校になっておりますし、第三中学校はそのモデル校に向けての取組ということで昨年度から活発に取組んでいただいているということはありません。

○教育長

そもそも、団体で貸し出された本というのは、具体的にどのように活用されているのですか。授業で活用しているのか、配って家で読むとかですか。

○学校教育課長代理

団体貸出に関しましては、やはり調べ学習だとかが多くなるのが一つと、あとは、小学校全校ではないですが、学級文庫にそれを使ったりすることはあります。小学校の場合、1年生と6年生で読む本はかなり変わってくると思うので、例えば、3年生だとこれぐらいの本ということで集めてもらっていて、学年の貸し出しみたいなことを図書館の方でしていることもあります。そういった部分での貸し出しが多いと思います。

○教育長

主に家庭ではなくて学校内で活用されているということですか。

○学校教育課長代理

はい、そのとおりです。

○委員

団体貸出の件ですが、どれぐらいの期間貸し出されるのですか。以前、娘が借りに行った時に借りたい本がなくて、多分こういった学校で借りられていた可能性もあるのですが、どれぐらいの期間借り出されるのですか。

○図書館長

基本、団体貸出は1か月でお願いしていますが、学校に関しましては、やはり授業で使用されるということで、概ね借りられた時から学期末までということの特例でさせていただいています。ただ、学校も市民の方が使われるというのはご存じでいらっしゃると思いますので、基本的には授業が終わった時点で返却していただいています。先ほどもありましたように学級文庫での貸し出しですとか、そういったところにつきましては、少し長い期間でございますので、一度、それにつきましても市民の方からの予約が付きましたら、ご返却いただきたいという連絡をすぐにとりまして、配送事務も今は整備されていますので、それらで返却されるといったことになっています。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

32ページのご意見箱というのがありますが、簡単にどのような意見があったのか、良いところと悪いところを1つずつでいいので教えていただきたいです。

○國頭図書館長

ご意見箱はエントランスホールを入った左手に用意させていただいていますが、基本的に皆さん、ご意見箱を利用されずに常に職員がいるカウンターに来られ直接ご意見をいただき対応しています。その中で、こういう本がほしいとか、今であればコロナ禍なので座席を減らしている部分がいつになったら通常の座席数に戻るのかといったご意見を頂戴します。図書館の中で対応できることにつきましては、なるべく早く対応できるように努力しております。

○委員

意見箱に入れるより言った方が早いと思われているのでしょうかね。

○図書館長

貸出返却時に常に職員と会話をするので顔を見ておっしゃっていただくことが多いです。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいですか。以上で、本日予定しておりました案件は終了いたしましたが、全体を通じて何かご発言等ございますか。

以上を持ちまして、12月の定例教育委員会議を終了します。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時50分